（質問者１）

成功しているラスベガスのＩＲでは、国内（アメリカ人）と訪米客との比率はどうなっているのか。

（回答：谷岡講師）

約８割がアメリカ人。

日本のＩＲも、外国人観光客ばかりが大勢来ることを想定しているわけではない。国内の大規模な会議や展示会等の開催地としても選ばれる可能性が高くなり、それによる効果も含め、全体の経済活性化につながると考える。

海外からの来訪客も含め、ＩＲを拠点観光等にしたい人は非常に多く、特に富裕層に多い。当初、シンガポールのＩＲは、収益の多くをハイローラー（カジノで大金を賭ける客）に頼っていたが、主要顧客である中国人観光客が減少した際に、プレミアムマスにシフトした。１回の訪問でトータル100万円ぐらい賭けるクラスの人をプレミアムマスと呼び、マカオでもプレミアムマスが増えている。100万円賭ける客が100人いて１億円なら、１億円賭ける客が１人いれば良いと思うかもしれないが、食事は100人分、部屋も100室うまり、ＩＲにとってはプレミアムマスを中心にした方が良い。しかも、ハイローラーにかかる豪華な特典や優待のコストがかからない。プレミアムマスを顧客の中心にすることは、日本においても変わらないと考える。

（質問者２）

オーストラリアでは、スラムのようであった場所にＩＲを誘致し、非常に豊かになったという話があったが、元の住民は、僅かな立退料で追い出されたのではないか。

（回答：谷岡先生）

あなたが心配されていることはひょっとしたら一部では起こっているかもしれない。

しかし、今ちょうど良い例がボストンで起こっている。ウィン・リゾーツという会社（途中で別の会社に買収されたため、ウィン氏が最終責任を持つわけではない）が新たなＩＲ建設を進めている。港の工場倉庫群であり、汚い場所であったが、ウィン氏は一定の区画をスタート台としてＩＲ建設を始めると宣言し、大きな敷地を買い取り、建設を進めている。周りの土地はすぐに値上がりし、レストランやホテルなど様々な業者が買いにやって来た。このため、元の土地の権利者はそれなりに値が上がった状態で売っているわけで、それほど大きく買い叩かれてはいないと思われる。

ＩＲにより、街全体をつくっていくという意味では、ボストンで行われていることが良い例で、非常に良好な状態を作り出し、街は新たに開けていくだろうと考える。

（質問者３）

去年、韓国のカンウォンランドに行き、車の質屋の光景を見たり、現地の方から大変な思いをされていると聞いたりした。特に、周辺の村から人が吸い寄せられ、対策が大変だとも。

カンウォンランドは国が51％以上を出資しているため規制力が働くが、民間のカジノを大阪でやるのはやめた方がいいと言われた。日本のＩＲ実施法は、ここが違うため、韓国のカンウォンランドのようにはならない、大阪で作っても大丈夫ということを教えてほしい。特に、経済効果の保証・担保がどこにあるのか。

（回答：谷岡講師）

まず、経済面から言うと、周りの町や村が迷惑したかのようなコメントもよく聞くが、実際には経済的に助かった。カンウォンランドができなければ完全な廃村になっていたようなところが山ほどあったというのも事実だ。ただ、地元民があまりに多くやって来るため、当局は規制を行い、曜日を特定して入場を認め、周りの人達の入場を制限したことがあった。

また、カンウォンランドの悲惨な状況は皆聞いたことがあるため、最近の新聞の記事にも自殺者も出ていると聞くと書かれていたが、私の知る限り、最後に自殺者が出たのは12年前である。悪い事が起こる度に、それに対処する法律を作るなど、韓国もギャンブル依存対策や経済的な観点等に力を入れ始めた。要するに、問題点は、韓国は問題に対して全て後手後手で、何も考えずにＩＲをスタートしてしまったこと。悪い事が起こってから、必要な法律を作っていったという点が、日本との大きな違いだ。また、韓国の法律はいまだにかなり抜け穴が多く、法制度や厳格さにおいて、司法が健全に機能していない気がする。その点も日本とは大きく異なる点である。日本は良い事例を参考にし、悪い事例も反面教師にしながら法案を作っているため、当然100％の保証ではないが、大阪は大丈夫だという感覚を持っている。

（質問者４）

「特定複合観光施設区域整備法案の概要」に記載のある、「２．特定複合観光施設（ＩＲ）区域制度」の一点目の「③我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演等による観光の魅力増進施設」に一番期待している。私のイメージとしては、ＩＲ施設の中を京都の芸妓さんや舞妓さんが歩き、ステージでは宝塚歌劇団が歌い踊っている。日本の伝統工芸品のＰＲも行い、食事は和食や日本酒。日本の魅力がＩＲに凝縮され、海外の人達に日本の良さを知って帰ってもらえる、日本にしかできないＩＲをやってもらいたい。

（回答：谷岡講師）

大阪府市が掲げるコンセプトやめざす方向性、また、それに対してＩＲ事業者がどのような具体策を提案してくるかは、わかっている部分もあれば、まだこれからという部分もある。例えば、大阪府市は健康医療を目玉の一つにするという考え方なども持っているが、もちろん他にもたくさんある。今後、大阪府市はＩＲ事業者を公募し、ＩＲ事業者から出されたアイデアを様々な面から考慮して、ＩＲ事業者を選定する。大阪はステージショーが文化として根づいている場所であり、吉本新喜劇や宝塚歌劇のほか、文楽などもある。ＩＲでは様々なものが考えられるが、そういったものを組み合わせる可能性が大変高いと期待してください。

（回答：職員）

伝統文化を紹介する魅力増進施設も含め、国の法律や政令で示される中核的機能の条件等を勘案しながら、ＩＲ実施法成立後、府市ＩＲ推進会議でも引き続きご議論いただき、今後、「大阪ＩＲ基本構想（案）」の最終的な取りまとめを行う。その後、大阪府市がどういうコンセプト、理念をお示し、ＩＲ事業者を公募していくか、公募条件等を検討するステージに移っていく。今後の詳細なスケジュールについては、法案成立後でなければわからないが、ひとまず「大阪ＩＲ基本構想」が大枠のコンセプトをお示しする第一弾となるので、注目をしておいていただきたい。

（質問者５）

大阪のＩＲは、カジノ以外の収益が６、７割でやっていく形が良いという話であったが、ぜひ、そういう形になってほしいと思う。一方で、ＩＲ事業者の責任範囲はＩＲという夢洲の70haであり、それ以外の観光など他の広がりについて責任を持ってくれないと思う。カジノ以外の収益を上げるためには、地元の行政や民間がしっかりやっていかないといけない部分があるかと思うが、その点について、ラスベガス等で参考になるような話があれば聞きたい。

（回答：谷岡先生）

カジノ以外の事業についてもほとんどＩＲ事業者が考えるものである。公務員が考えても、経験から言って、あまり楽しいものになったためしがない。カジノ以外の事業で一番良い内容を提案し、実際に動かしているのはＩＲ事業者である。特に、ラスベガスにおいてはそうであり、その点の心配は不要である。ちなみに、大阪周辺の地方自治体との話し合いは、大阪府市が中心になって綿密にしなければならないし、様々な旅行先の開発もしてほしい。そういった面も含め、周辺の地方自治体との協力は不可欠であり、それは公の部分が担うものだと考える。

（質問者６）

MICEがカジノを囲う中核施設だという表現であったが、少し理解できないところがある。ホテルの稼働率を上げるというのはよくわかるが、例えば、シンガポールのリゾート・ワールド・セントーサの場合は、国際会議室を持っているとは聞いているが、収益の何％ぐらいを占めていて、MICEをなくした場合、経営が成り立たないものかどうか。（ラスベガスのノンゲーミング収益（カジノ以外の収益）が全体の65％とのことであったが、リゾート・ワールド・セントーサの場合、ノンゲーミング収益に相当する比率は収益全体の何割ぐらいで、そのうちMICEの収益が何割ぐらい占めており、それが無くなったらリゾート・ワールド・セントーサのＩＲは成り立たないのか。）

それから、MICEについての考え方はいろいろあると思うが、本来は経済を活性化するためにやるものだと思う。その観点から、関西経済界のMICEに対する要望というものを、ＩＲ事業者はどのようにして汲み上げていき、大阪の経済の活性化に役立つMICEを展開できるのか。経済を活性化させるようなMICEにするためには、ＩＲ事業者の運営費用負担が増えて、大阪の場合は更新などが停滞してくるという要因も持っているのではないのか。MICE事業者がラスベガスのように、こういうコンベンションがあるので（施設を）使わしてくれという程度であればいいが、ＩＲ実施法では、ＩＲ事業者がMICE施設をホテル等の各施設全部と一体的に経営するという法律になってるため、非常に問題が大きいのではないかなと思う。

（回答：谷岡講師）

リゾート・ワールド・セントーサの場合、MICE施設をなくしても私はやっていけると考えている。それは、リゾート・ワールド・セントーサは、ユニバーサル・スタジオ・シンガポールや水族館、プール、ゴルフ場といった、家族が総合的に楽しめる施設が大変充実しているためであり、そこにミーティング、インセンティブを含めているという状況だと考えられ、マリーナ・ベイ・サンズは別として、リゾート・ワールド・セントーサはMICE施設がなくてもやっていける数少ないＩＲ施設の一つかもしれない。

ただ、MICEを大阪でやる場合に、一つの目的は、今まで逃してきた多くのMICEビジネスをもう一度取り戻し、定期的に増やしていくことである。MICEを一体的に運営するというのは、どのホテル・カジノでも、MICE客専用のサービスの値段や方法を提供していくため、フルタイムのMICE専用のワーカーが必ず数名いて、例えば、ラスベガスでは、年間だいたい2,200ほどのコンベンションを誘致しているが、そのワーカーが、ラスベガス・コンベンション・センターのMICEの役人と連絡をとりながら、どのコンベンションをどこに割り振るかということを決めながら進めている。しかし、それを全て民間で勝手に進めるというのはあり得ないわけではないが、できれば大阪財界全体が協力しつつ、誰かが音頭を取って回していく方が効率的であろうと考えているし、日本のような固定資産税の高いところでMICE施設10万㎡を維持する場合、その方法取らないとおそらく運営は無理であると考える。

（質問者７）

ＩＲは全国で３ヶ所できるが、その１つは大阪だと思っている。和歌山にＩＲができる可能性があるとすれば、どうできるのか。もしくは、その可能性が無いなら無いと言ってあげてほしい。

（回答：谷岡講師）

我々学者にできることは、ＩＲ事業者の選定において、公募してきた事業者に欠格事項があるかどうかを判断することである。ただ、その後は政治判断。最終的に全体的なバランスを考えて、３ヶ所選ぶことになるだろう。

（質問者８）

ＩＲ関連事業者はカジノ管理委員会からチェックを受ける立場になると思うが、関連事業者というのは具体的にどういったところまで規制されるのか。

（回答：谷岡講師）

パチンコを例に出すと、平成３年に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律ができ、みかじめ料という暴力団に対して定期的に払われていた挨拶料のようなものが法律で禁止されたが、その時の相場は、１ヶ月機械１台につき1,000円。それが禁止になった際、暴力団が考えたことは、例えば、法外な値段で、うちの自動販売機を入れてくれ、仕出し弁当をとってくれというように、合法の殻を被った方法へシフトした。

実際に、ラスベガスでも1950年から60年代を通じて、マフィアの資金源とされていた。しかし、1976年にアトランティック・シティでできた500ページ以上の新しい法律では、コカ・コーラを納入する業者の身元調査の方法に至るまで細々と書かれていた。後にいくつかの州の法律では、さすがにそこまでやる必要はないということで、その部分は簡素化されたが、それでも一定以上の金額を納入する業者においては、過去に暴力団との繋がりがあったり、一定以上の犯罪行為があったりする場合には、納入業者として指名できない。日本でも同じような、またはそれ以上の厳しい事業者選定になると考えている。少なくとも、ラスベガスで培われたノウハウは、本当に実行できるのかと思うくらいに厳しい規制である。

（質問者９）

カジノの収益が一番上がると思うが、その金をどこに回すかというのは誰が決めるのか。

（回答：谷岡講師）

カジノ収益に対しては、一番投資した株主がその権利を持つ。ただし、どれだけ税金をかけるか、再投資にどれだけ回すか、そういった問題がある。例えば、5,000億投資する人も、何年かで原資が戻ってくる前提で計画を立てているため、最終的にはカジノの収益は、投資した民間企業等に入る。しかし、カジノ会計というのは日本の会計思想とは全く異なり、上客に対しホテルを無料にした場合、そのホテル代はカジノの収益から出され、経費とはされない。また、カジノの収益がホテルやレストランなど様々なところへ流れるという収益構造を持っている。このため、今までの日本の会計基準が全く通用しない世界が来るかもしれない。

（回答：職員）

ＩＲ実施法案では、カジノの収益から徴収する納付金については、観光振興や文化振興等などの政策に一般財源として使うということが規定されている。自治体への納付金も一般財源となるため、首長の政策判断で決まることになる。

（質問者10）

依存症については既に公営ギャンブルやパチンコがあるため、カジノができたからどうこうというのも今更な気はする。しかし、カジノやホテル、コンベンションセンターが、それぞれ別の法人により運用されるのであれば、カジノで得た収益をカジノで儲けた法人が他の施設へ回す仕組みをどういうふうに考えていくのか。私がカジノを運営する法人であれば回したくないため、どのように強制的に運用され、他に回す仕組みとされるのか見えない。

（回答：谷岡講師）

正直言って私にも見えていない。コングロマリット（複合企業）を組む時に、具体的にどのように金を回すのかというのは、事前の協議及び契約により決まると思われるが、内容に関してはわからない。

おっしゃったように、合法化されたカジノは日本ではまだ１人もギャンブル依存症患者を出しておらず、ここまでカジノ産業だけが文句を言われるのはおかしい。カジノの問題が起こらなかったら他の産業は未だに見て見ぬふりをしていたはずだ。問題提起し、対策が必要だと世の中に訴え続けた結果、まがりなりにもギャンブル等依存症対策法ができた。

（質問者11）

アメリカは民間資本が非常に大きく、民間が金を投じてカジノを巨大化していくと思うが、大阪は夢洲にＩＲを誘致するためには、インフラ整備が必要。その場合、アメリカのように民間資本だけで全ての経費が賄えるとは思えない。アメリカのような様々な地域に観光できるようなインフラ整備を賄えるだけの公共投資はできるのか。

（回答：谷岡講師）

大阪は万博をめざしており、それも含めて鉄道網の整備を考えているため、ＩＲだけを目標に整備するわけではない。インフラ整備は、大阪全体として20年後、30年後を見通した長いスパンで、陸海空全てにおいて、どのような有機的な交通網が必要になるのかということから考えなければならない。夢洲は、少なくとも万博とＩＲの候補地でもあるため、これからも需要は増えることになり、公共政策の中で公共の鉄道網や道路が整備されようとしている。

海外では、カジノをつくりたいと言った事業者に、信号や道路等のインフラ整備の投資を求めるケースがある。例えば、カジノを作った場合、土曜日の夜にショーを見終えた客が一斉に帰ると非常に道が混むという状況になっても耐えれるかというようにピークの需要を基準に交通網を整備するため、一定の投資（負担）を求めていく。このような観点での必要性もあるし、将来20年、30年にわたってどのような交通網が必要かという考え方もある。ただ、それは事業者の責任ではなく、あくまで地方自治体の責任が大部分となるであろうが、事業者も手伝えるところは手伝うべきというのが基本的な考えになる。

（質問者12）

シンガポールがそうだと思うが、アメリカのような巨大なカジノ資本が来て、収益のほとんどをカジノ資本のファミリーで分配するという実態があると何かで読んだことがあるが、日本にはＩＲ事業者がいないため、同じことが起きるのではないかと懸念している。

また、大阪でＩＲを誘致する場合、場所に問題があり、夢洲にアクセスするための地下鉄の工事にかかる巨大な経費をＩＲ事業者も負担するかもしれないが、国や自治体が相当な額を負担することになる。その点をどう考えたらいいか。

（回答：谷岡先生）

まず、ＩＲ実施法案には再投資規定があり、収益のうちいくらかを再投資することが謳われている。このため、ＩＲはつくって儲けて終わりではないということが基本前提としてあり、将来街がどう発展していくかという長い時間軸の中でＩＲを考えている。ただし、日本はＩＲに完全に出遅れたこともありノウハウがない。車産業に乗り遅れた国がトヨタに来てほしいのと同じで、海外のＩＲ事業者に投資してもらい、公平な収益の一定はＩＲ事業者が取っていくのは近代資本主義社会のルールであると考えている。

ただ、税率の問題がある。税率が安ければ安いほど再投資できるが、ＩＲ実施法案では高めに設定されているため、再投資がどこまでできるか。収益の30％の納付金、カジノ入場料6,000円の半分は府市に入る。確かに、収益には日本人が失う金も含まれ、最終的にはＩＲ事業者の株主の懐にも入るであろうことはおっしゃるとおりで、認めざるを得ない。しかし、それは、現代社会の産業においては、全ての国で互いに投資し投資されるという形の中で行われてきたことと同じであり、これからも行われることだろう。ただし、日本人は創意工夫のうまい国民であるから、２、３年かからないうちにノウハウを蓄積し、全く新しいものに変えていってくれるだろうという期待を持っており、それが大阪の強みであると考えている。

次に、交通インフラの話であるが、大阪の交通インフラは全体的に非常に劣化している。これから、インバウンド客が4,000万人、6,000万人やって来るという時代に、万博やＩＲの誘致の可否にかかわらず、どのような交通インフラが必要であるかは、重要な問題として考えなければならない。陸海空の全体で交通網を考えなければ、今の道路網および鉄道網ではもたない。それを整備していくのは府市の役割であり、そこへ税金を投資するのは将来への投資だと認識している。

（質問者12）

老朽化は理解できるが、夢洲へのアクセスのためのインフラ整備に、巨額の金を払うことが妥当なことなのか疑問である。また、ギャンブル依存症についても懸念している。

（回答：谷岡先生）

大阪府市は、IRのためだけにインフラ整備をするわけではない。将来、観光都市として、夢洲を含めた周りの島を有機的に結び、それが機能的に動いていくという前提の交通網を考えるべきだ。瀬戸内海も含めて交通網を整備していくことが不可欠だ。その一環として、夢洲への地下鉄延伸も進められ、万博が誘致されるなら絶対不可欠となる。

次に、ギャンブル等依存症についてである。2017年度の国の調査による推計では、「ギャンブル等依存症が疑われる者」の割合は、「生涯を通じてギャンブル等の経験等について評価した者」では約320万人。この数字には一生で一番ギャンブルをしていた時を思い出して回答した結果であり、現在は何もやっていない人も含まれ、正確でない。「過去１年以内のギャンブル等の経験等について評価した者」は約70万人。しかし、数に関係なくこれは重要な問題であるため、絶対対策をとっていかなければならない。なお、原因のほとんどがパチンコだ。

個人の自由が尊重される世界では、物事の判断は個人の自由に任せ、その代わり責任も自分でとることが理想的ではあるが、ゲーミング産業が世の中に影響を及ぼすならば、企業が真摯に研究し、経費を出して対策に取り組もうという考え方を「Responsible Gaming（責任ある賭博施行）」という。海外には120か国ぐらいカジノがあるが、現時点では、ギャンブル依存症は大きな問題にはなっていない。新たにカジノができた地域で、（一時的に）依存症患者の統計値が増えるが、理由は相談窓口やホットラインが増えるためである。ＤＶや児童虐待の通報件数が近年増えているのは、実数が増えたわけではなく、周りが犯罪だと認識し通報するようになったためであり、ギャンブル依存症にも同じことが言える。

ギャンブル依存症は、競馬、競輪、パチンコ、宝くじなど全ての業界が総力を挙げて責任を持ってケアしていかなければいけない問題である。例えば、お茶の間でスクラッチくじができるということは、子ども達も液晶のスロットマシンができるのと同じこと。スマホやオンラインゲームによる依存症を野放しにしておきながら、カジノだけを危険とするのは納得できない。

（質問者13）

今、予備軍とされているような人の依存症が問題化していく危険もあると思っており、入場規制を行うのはわかるが、問題が顕在化してしまった後のサポートについて、海外ではどういう先進事例があるのか教えてほしい。また、犯罪についても同様に教えてほしい。

（回答：谷岡講師）

我々研究者は、ギャンブル依存症対策を考える時には６項目で考えている。１つ目は、若者への教育で、全ての人に対する教育。２つ目は、予備軍に近い、ギャンブルにはまりかけている人達に対する相談、カウンセリング、その他の手当。３つ目は、ギャンブル依存症の人達に対する治療及びケア。４つ目は、治った後、ぶり返さないようにするアフター・ケア。本人に関するものがこの４段階。５つ目は、依存症者の家族はどうすべきかという対策で、６つ目にアフター・ケアにおいて家族はどういう態度をとるべきかという対策。

現在、厚労省を中心として行っているのは、どちらかといえば治療を念頭に置いた対策。しかし、それでは全く不十分で、先程の６項目について、誰がどこに、どんな金をなぜ出すのかということを論拠に基づき考えなければいけない。例えば、広告規制をするのに、国、地方自治体、民間のうち誰が金を出すのか。現在、世界で１番効果的とされているのは、「Self Exclusion（自己排除）」という本人からの申請による入場制限。これは、民間でも国でも地方自治体でもできる。しかし、２番目に効果的であるとされている「従業員教育」は、民間にしかできない。雇用する時、ギャンブル依存症に関する講座を受けた証明書を取得しているという条件をつけるとすれば、それは民間の役割だ。

ＩＲ実施法案では、カジノへの入場回数を７日間で３回と制限しているが、残りの４日で競馬や競輪、パチンコへ行ける。また、パチンコ屋は至るところにあるので、「Self Exclusion（自己排除）」を１店舗で登録しても他の店舗に入場できるのでは意味がない中で、全部を統合して規制するようなシステムを、パチンコ業界も含めて責任を持って作ることができるのか、非常に重要なことだ。ギャンブル等依存症対策基本法に、理念的な規定はあるが、誰がどれだけの金を負担するのか、どのような施策をするのか具体的なことは一切決まっていない。

　アメリカで行われている様々な調査の結果によると、カジノの数は圧倒的に増えたが、依存症患者の絶対数自体はほとんど変わっていない。約５億円の予算をかけ、1993年に立ち上げられた「ギャンブルのインパクトに関する国立研究委員会（National Gambling Impact Study Commission）」により1994～5年にかけて連邦規模で実施された調査の結果によると、新たにギャンブル場がつくられた地域で依存症が増えている事実はなく、依存症を一番増やしている原因は、バーやホテルのロビー、コンビニエンスストア等に設置される数台のマシンであることが判明した。大規模なカジノ施設はしっかりとギャンブル依存症対策を行っているという結論であった。

マネーロンダリングもよく起きるように思われているが、世界で過去５年間に３件発生しただけで、マカオで中国元を香港ドルに替えようとした事例等である。ラスベガスやシンガポールのように、法律や管理が厳正なところでは起きていない。10ドル等少額紙幣を高額紙幣に替える、貸し金庫にキャッシュを隠すといったレベルのものがあるが、狭義にはマネーロンダリングではなく、皆さんが懸念するようなことは起きていない。また、置き引きや売春等の犯罪は増えているが、ローンシャークという、カジノ内で元手がなくなった人に不当な高利で貸す犯罪も含め、普通の賭け客以外の動き方をした人間を発見、表示する監視カメラのプログラムにより、未然に防ぐというのが基本的な考え方となっている。

（回答：職員）

谷岡先生が非常にわかりやすく説明された依存症についての６項目の対策について、既に大阪府市でスタートしているものがあるので、簡単に紹介させていただく。まず、若年層の教育については、本年度に高校３年生向けにギャンブル依存の予防に関するリーフレットを作成し、３年生全員に配布する予定である。また、高校生に対し専門の精神科医等が出前授業をさせていただくことで予防教育をモデル的にスタートさせている。

次に、問題のある方に対する専門相談として、土曜日も含めて電話相談を受けるとともに、精神保健福祉センターにおいて、平日来所、あるいは電話による相談を受け付けている。治療に関しては、複数の専門医療機関の指定を行っており、大阪精神医療センターのほか、大阪市内の専門のクリニック等でギャンブル依存等の専門治療ができる場所を指定している。また、その後のフォローアップについても、民間支援機関や自助グループに、精神保健福祉センターや大阪精神医療センターから繋いでいくという事業を行うと同時に、大阪アディクションセンターというネットワーク、これは債務整理相談をしている司法書士会や弁護士会の方々も含めて多面的な関係者が集まり連携を強化するという仕組みを、昨年度より既にスタートしている。家族会についての補助制度は現在ないが、検討事項になっており、先程申し上げた施設において家族向けの心理教室や、サポートをどのようにしていただくかという教室もスタートさせている。

今後、新たな対策あるいはＩＲ事業者に求める対策については、本年５月末にスタートさせたギャンブル等依存症対策研究会において、専門の先生方のご助言もいただきながらＩＲ推進局と、依存症対策を行っている公衆衛生担当の健康医療部局と一緒に考えていくことになっている。